

宇和島市告示第102号

きれいなまち宇和島をみんなでつくる条例（平成17年条例第139条。以下「条例」という。）第29条第3項の規定により原動機付自転車を撤去し、保管したので、条例第30条第1項の規定により告示します。

令和8年2月17日

宇和島市長 岡原文彰

記

1. 放置されていた場所

宇和島市曙町1番地（宇和島市役所）

2. 放置原動機付自転車の形態等及び移動し、保管した年月日

別紙のとおり

3. 保管期間

当該告示をした日から起算して6月間

4. 保管及び返還場所

宇和島市役所本庁舎 倉庫

5. 返還の日時

月曜日から金曜日までの間の午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、宇和島市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日を除く。

6. 持参するもの

原動機付自転車のかぎ並びに運転免許証・健康保険証等住所及び氏名を明らかにできるもの。

7. その他

返還に当たっては宇和島市役所総務部財政課管財係（市役所4階）に事前に連絡すること。

別紙

番号	告知番号	告知日	種類	車体色	防犯登録番号 又は識別番号	移動及び保管日
1	1	R8.1.29	原動機付自転車	黒 (元は赤と白)	8200074327	R8.2.17
2	2	R8.1.29	原動機付自転車	黒	8200213036	R8.2.17